求人・求職者のみなさまへ

(事業所名)エス・テー・ビー興発株式会社

取扱職種の範囲等

・当事業所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

1. 求人者から徴収する手数料

厚生労働省令で定める手数料(届出制手数料)

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、 対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

- 1 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の想定年収の35%(消費税別途)
- 2 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間 中(雇用期間が1年を 超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書 や 労働条件通知書等に記載されている額)の想定年収の35%(消費税別途)

2. 求職者から徴収する手数料

手数料は一切申し受けません。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、厚生労働大臣に提出を行っている職業紹介責任者です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、厚生労働大臣に提出を行っている職業 紹介責任者です。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規程に基づ き、適正に取り扱います。

3. 返戻金制度に関する事項

当事業所の紹介により就職した者が入社後3ヵ月以内に本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返却します。

- ・在籍期間が1ヵ月未満の場合 50%
- ・1ヵ月以上2ヵ月未満の場合 30%
- ・2ヵ月以上3ヵ月未満の場合 20%

ただし求人者に起因する退職あるいは採用取り消し、求人者の都合による解雇等 の場合には適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。